

環境企画部会の活動概要

1 令和7年度の部会開催状況

月 日	議 事 等
令和7年 5月12日	○ 第五次滋賀県環境学習推進計画（素案）について ○ 環境アセスメント制度の見直しの検討状況について
9月8日	○ 第五次滋賀県環境学習推進計画（答申案）について
10月20日	○ 環境アセスメント制度の見直し（第2次答申案）について ○ 第五次滋賀県環境総合計画の進捗状況の点検について ○ 第四次滋賀県環境学習推進計画の進行管理について

2 令和8年度の部会審議予定

- 滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例等の施行について（報告）（秋頃）
- 第五次滋賀県環境総合計画の進捗状況の点検について（秋頃）
- 第四次滋賀県環境学習推進計画の進行管理について（秋頃）

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例等の概要

- 近年、県内でも気候変動や生物多様性の喪失といった地球規模の問題が顕在化。本県独自の森、里、川、湖のつながりが織り成す豊かな自然環境を守りつつ、健全なまちの発展につなげるためには、引き続き、環境アセスメント制度を通じて持続可能な開発を進めることが必要。
- 一方、環境アセスメント制度の制定以降、社会経済動向は大きく変化。特に工場、工業団地造成に係る環境アセスメント対象事業の規模要件が厳しすぎたり、必要以上の手続期間を要したりすると、環境と経済社会活動のバランスが崩れ、将来的に環境保全に携わる人が減少し、人と自然環境とのつながりが更に衰退するなど、環境悪化を引き起こす可能性が懸念される。
- このような背景を踏まえ、滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する（施行期日：公布の日（令和8年3月26日）から施行）。

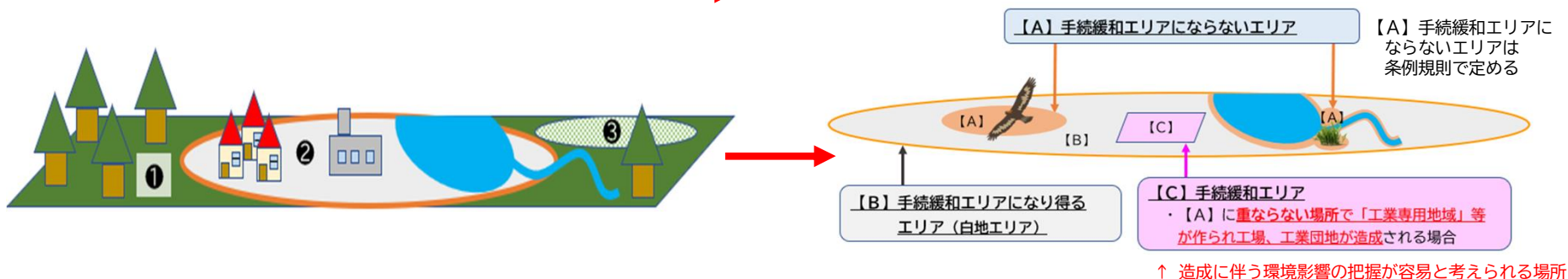
《見直しのポイント》琵琶湖を中心とした豊かな自然環境を守りつつ、人口減少に伴う自然環境の衰退等の諸課題を地域に企業を呼び込み、事業活動と協働で解決しようとする『攻めの環境保全』の観点からの制度改正

【改正の概要】

(1)工場、工業団地造成に係る手続の見直し【条例】 = 造成に伴う環境影響の比較的少ないと考えられる場所への立地誘導

- ・事業予定地の土地の現況に応じて、手続に差をつけるため「手続緩和エリア」の絞り込みを実施
- ・手続緩和エリアでは、準備書からの手続とすることで、立地選定と環境影響評価手法の検討の手続を省略

【現行】①森林地域、②その他地域、③自然公園 → 【改正後】②その他地域を絞り込み【C】手続緩和の対象エリアを区分



- ・【C】の場所での手続：準備書→評価書の手続とすることができる【1～2年の手続期間短縮】
- ・それ以外の場所（① ③【A】【B】）での手続：従来どおり、配慮書→方法書→準備書→評価書の手続が必要

(2)工場の面積要件の見直し【規則】 = 他の面的開発と整合

- ・造成に伴う環境影響が同程度である、工場と他の面的開発事業（住宅団地や工業団地等）の面積規模要件を統一

【現行】①②③とも 10ha以上 →

【改正後】①15ha以上、②20ha以上、③10ha以上

(3)技術指針改定（全事業が対象）【告示】 = 滋賀らしい自然環境を守る

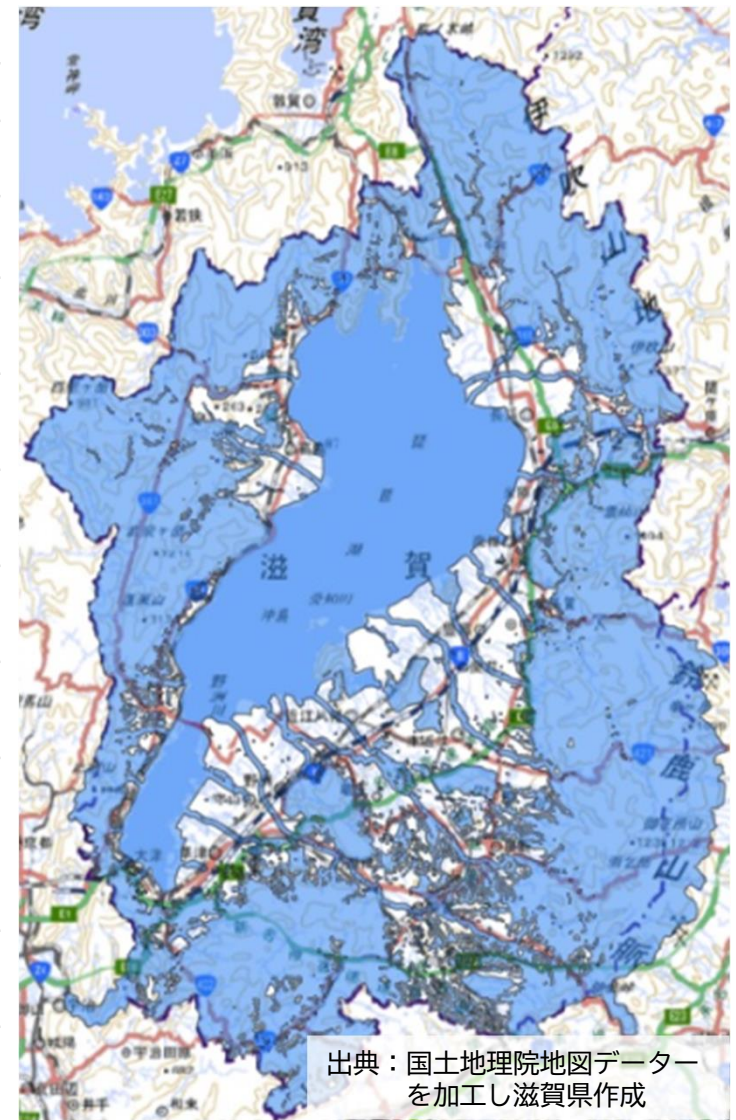
- ・情報収集が必要な事業予定地周辺の地域特性に、世界農業遺産、ネイチャーポジティブ、NbS（自然を活用した解決策）等の観点を追加
- ・調査、予測、評価の項目のうち「温室効果ガス排出量」を「CO₂ネットゼロ（省エネ、創エネ、吸収源対策等）」に改正

【②その他地域におけるエリアの絞り込みの詳細】

【A】 手続緩和エリアにならないエリア = 規則で定める

	区域名	根拠法令
1	砂防指定地	砂防法
2	地すべり防止区域	地すべり等防止法
3	河川区域の端から200mの範囲 (27河川に限る)	河川法・水質汚濁防止法
4	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
5	土砂災害警戒区域 (特別警戒区域を含む)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
6	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
7	ヨシ群落保全区域	滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例
8	自然環境保全地域、 原生自然環境保全地域、 滋賀県自然環境保全地域、 緑地環境保全地域	自然環境保全法・ 滋賀県自然環境保全条例
9	希少野生動植物種の生息・ 生育地保護区	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例

上記の1～9の区域に森林地域（国土利用計画法）と自然公園（自然公園法・滋賀県立自然公園条例）を重ね合わせた区域（イメージ図）



出典：国土地理院地図データーを加工し滋賀県作成

【B】 手続緩和エリアになり得るエリア（上図の青網掛け以外の白地エリア）での

※工業専用地域または地区計画が定められることが見込まれる地域を含む

- ・【A】に重ならない形で設定された都市計画法の工業専用地域または地区計画（専ら工場の用に供されるものに限る）※
= 【C】手続緩和エリア における工場、工業団地の造成事業 ： 準備書→評価書の手続とすることができる
- ・その他の場所、事業に係る手続 ： 従来どおり、配慮書→方法書→準備書→評価書の手続が必要

改正後の手続

①【森林地域】

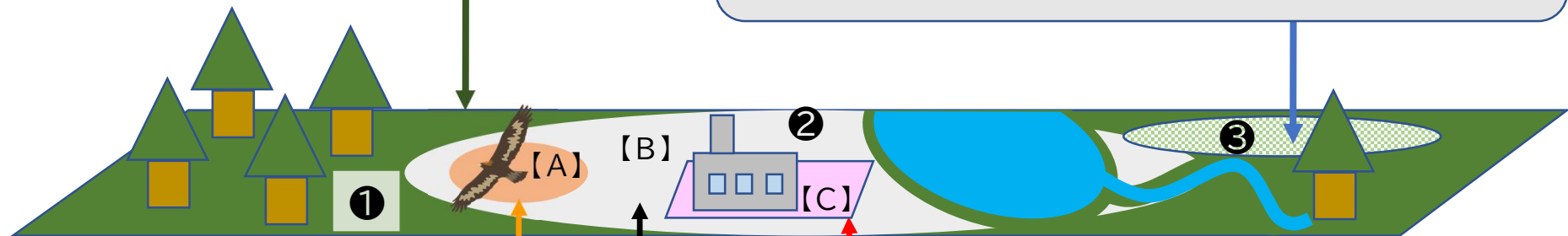
手続：配慮書→方法書→準備書→評価書→工事着工

③【自然公園】

手続：配慮書→方法書→準備書→評価書→工事着工

【面的開発事業とは】

- ・工業団地、宅地、
レクリエーション施設、
スキー場などの開発事業



②【その他地域】

【A】手続緩和できないエリア、【B】白地エリア

手続：配慮書→方法書→準備書→評価書→工事着工

②【その他地域】

【C】手続緩和エリア

手続：準備書→評価書→工事着工

※ 【A】に重ならない場所で
工業専用地域等が設定され
工場・工業団地が造成される場合

改正後の面積要件

①【森林地域】

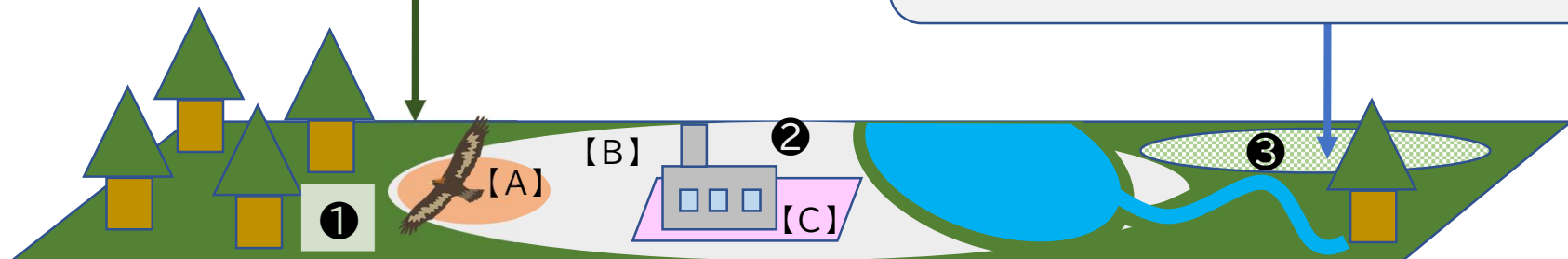
面積要件：・工場建設：15ha以上 ← 10haから緩和
・他の面的開発：15ha以上

【面的開発事業とは】

- ・工業団地、宅地、レクリエーション施設、スキー場などの開発事業

③【自然公園】

面積要件：・工場建設：10ha以上
・他の面的開発：10ha以上



②【その他地域】

【A】 手続緩和できないエリア、【B】 白地エリア、【C】 手続緩和エリア

面積要件：・工場建設：20ha以上 ← 10haから緩和
・他の面的開発：20ha以上

第三次計画

:H21～25年度

「持続可能な

滋賀社会の実現」

・低炭素社会

の実現

・琵琶湖環境

の再生

第四次計画:H26～30年度

「めぐみ豊かな環境といのち

への共感を育む社会の実現」

・環境の未来を拓く

「人」・「地域」の創造

・琵琶湖環境の再生と継承

・低炭素化など環境への

負荷が少ない安全で

快適な社会の実現

第五次滋賀県環境総合計画の概要

第1章 計画の基本的事項

《 性 格 》 ・滋賀県環境基本条例第12条に基づく、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定める環境行政の基本計画
・環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向、環境配慮のための指針など、あらゆる主体が環境保全行動を起こす際の基本的方向性を示す
・基本構想の部門別計画として、他の部門別計画との間で、相互に考え方を整合させるとともに、環境の分野別計画に施策の方向性を示す

《計画期間》 2019年度～2030年度(12年間) ※必要に応じて見直しを実施

第2章 環境政策を進めるビジョン

1 滋賀県の環境をとりまく現状認識

- 環境の状況（第四次計画の点検・評価／現状・課題）
- 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造
[環境学習] 場や機会の提供、滋賀の豊かな地域資源を活用した取組、活動支援
[ライフスタイル、ビジネススタイル] エネルギー使用量の削減、ごみの減量、環境産業の振興、環境こだわり農業等の取組拡大
 - 琵琶湖環境の再生と継承
[琵琶湖の保全再生] 琵琶湖や流入河川の水質改善、一方で生態系に関する課題顕在化(在来魚介類の減少、水草の大量繁茂、外来種の定着等)
[生物多様性] 開発による生息・生育環境の劣化・消失だけでなく、人の手が入らなくなったことによる影響、ニホンジカの生息増・生息域拡大、暮らしと自然との関わり希薄化
 - 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現
[低炭素社会] 本県温室効果ガス総排出量減少(1990年度比)。但し、家庭・業務部門増、同総排出量の約半分は産業部門
[環境リスク] 排出源対策等により抑制。概ね支障がない状態で管理、県民の環境リスクに対する関心の高まり
[循環型社会] 家庭や企業の取組進む。一般廃棄物の排出量は概ね減少、産業廃棄物の排出量横ばい

環境保全にかかる
新たな考え方

持続可能な開発目標(SDGs)
パリ協定
琵琶湖保全再生施策に関する計画
第五次環境基本計画

○将来の環境に影響を与える要素→2030年滋賀の環境の見通し

- 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造
・環境学習の取組が進む一方、価値観の多様化・保全の担い手減少・技術革新の進展
→自ら行動する人の増加、多様な参画の進展、新たな配慮型製品の出現・普及、SDGsなどの国際的な枠組みのもと、持続可能性に貢献する企業・産業が成長
- 琵琶湖環境の再生と継承
・産業構造変化、中山間地の人口減少、耕作放棄進行、農地減少、管理の行き届かない森林の増加、環境への負荷削減
→琵琶湖への流入負荷減少・水質一定改善、気候変動による影響の顕在化、餌環境・生物多様性に改善の兆候、新たな外来生物の影響可能性、獣害継続の可能性、琵琶湖と人の関わり多様化
- 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現
・再生可能エネルギー利用拡大、世界的エネルギー需要拡大、産業構造変化、新たな技術や製品の開発、環境インフラ老朽化
→地域の温室効果ガス排出量減少、一方で世界的な温室効果ガス排出量増加、自然災害の増加等気候変動による影響拡大の可能性、環境インフラの機能低下・負担増、一般廃棄物・産業廃棄物の減少、化学物質等のリスク管理継続

2 目指す将来の姿・目標

「いかに環境への負荷を抑制するか」だけでなく
「いかに適切に環境に関わるか」というより広い視点へ

(目指す将来の姿)

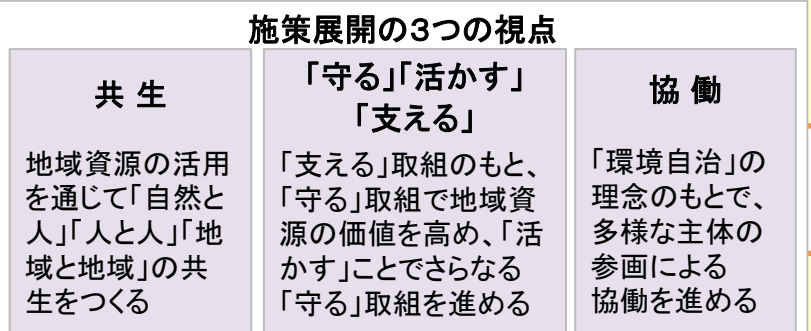
琵琶湖をとりまく 環境の恵みといのちを育む
持続可能で活力あふれる循環共生型社会

- ・活力ある人々の営みの中で「つながり」が回復し、「循環共生型社会」が実現されている
- ・琵琶湖の水質が良好に保たれ、琵琶湖の魚介類や森林資源など「自然の恵み」があふれ、暮らしに活かされている
- ・環境リスクが低減され、気候変動への対応が進み、「安全・安心」で豊かさを感じられる「低炭素社会」が築かれている
- ・様々な人々が、学び、取り組み、環境保全の基盤が保たれている

(目標)

SDGsの考え方

～ 環境と経済・社会活動をつなぐ
健全な循環の構築 ～



森・川・里・湖のつながりの中で
環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環



第3章 施策の方向性

「共生」「守る・活かす・支える」「協働」の施策展開の3つの視点を通して、以下の4つの施策の柱のもと、10の分野ごとに施策の方向性を定める。

- 琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用
[琵琶湖の保全再生・活用] 在来魚介類のにぎわい復活に向けた調査研究、南湖の重点的な保全・再生、県産の農林水産物の利用促進、生態系を含めた新たな有機物指標(TOC等)の導入、琵琶湖環境と関わる機会の充実
[生物多様性の確保・森林の多面的機能の発揮] 多様な主体による侵略的外来生物の監視や防除活動への支援、社会経済活動へ生物多様性の視点の組み込み・県民の理解の促進、再造林による森林の更新、森林資源の循環の促進・活力ある林業の推進、県産材の安定供給体制の確立と利用の推進、人材の育成確保、森林山村の活性化
- 気候変動への対応・環境負荷の低減
[気候変動] 今世紀後半の脱炭素社会を目指し、低炭素社会の実現に向けた取組、気候変動による影響把握・情報共有・適応策の取組、省エネルギー・節電推進、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進、下水道における未利用資源の有効活用の推進、エネルギー関連産業の振興・技術開発推進
[環境リスク] 工場等の自主管理体制の構築、環境事故防止の取組促進、環境リスクに関する正確な情報の発信、リスクコミュニケーションの推進
[循環型社会] より環境負荷の小さい2R(リデュース・リユース)の取組強化(プラスチックをはじめとする容器包装廃棄物・食品ロスの一層の削減等)・リサイクルの推進、適正処理の推進、災害廃棄物処理体制の整備、多様な主体の連携・協働
- 持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着
[環境学習] 学習推進を担う人材育成・確保、学習プログラム収集整備、学習の機会の充実、多様な主体の参加・交流・連携のための仕組づくり
[環境とのつながり・関わり] 取組の段階等に応じた普及啓発、情報提供、環境配慮製品等の利用促進、環境保全技術・製品等の開発促進、地産地消の推進、事業者による環境保全の取組への支援
[環境インフラ等] 下水道事業の防災減災対策・老朽化対策等の推進や治山施設の点検・診断を通じた補修等(環境インフラの取組)、自然環境が有する多様な機能を活かしたインフラ整備や土地利用等(グリーンインフラの取組)
[調査研究・技術開発] 琵琶湖環境研究推進機構の取組推進、国環研等との連携の推進、最新の研究知見の集積・発信、水環境や大気環境の継続的な監視
- 国際的な協調と協力
[国際的な協調と協力] 水環境保全の本県の取組「琵琶湖モデル」の海外発信と事業化の促進、ラムサール条約登録湿地などで開催される国際会議や世界湖沼会議等への参画を通じた人材育成や世界の湖沼保全への貢献

第4章 計画の円滑な推進

[各主体の役割・連携] [関係諸計画への反映]
[計画の進捗状況の点検および見直し]
分野別計画の進捗状況の評価を活用するとともに参考指標等を確認して実施
→ 毎年度、環境白書や審議会を通じて報告・公表
計画期間内においても必要に応じ、見直しを実施

第五次滋賀県環境学習推進計画 概要【計画期間 令和8年度～令和12年度(5年間)】

第1章 計画の基本事項

- 「環境教育等促進法」が策定を推奨する県の行動計画であるとともに、「環境学習推進条例」に定める県の推進計画
- 持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人を育て、人々のウェルビーイング実現に寄与する環境学習の役割が非常に重要だと整理



WHO憲章では「肉体的にも、精神的にも、社会的にもすべてが満たされた状態」と定義されており、短期的な幸福のみならず、それぞれの人の生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

第2章 環境学習の現状と課題

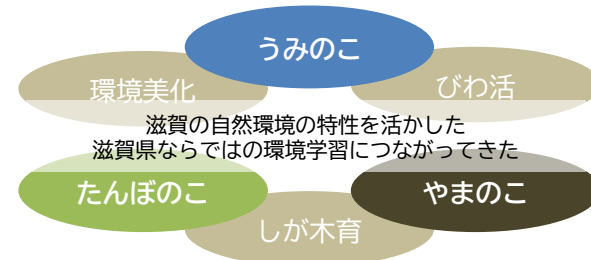
《課題》

- (1) 原体験として身近な環境に触れる機会の確保
- (2) 環境学習の担い手の育成
- (3) 環境学習に関する情報の発信
- (4) 学校現場等への支援
- (5) 環境学習を通じた人々が幸せに暮らす社会の実現

石けん運動

1977年5月、琵琶湖に淡水赤潮が発生し、その原因の一つが合成洗剤に含まれている「りん」であったことから、県民（特に女性団体や主婦が中心であった）が合成洗剤の使用をやめ、粉石けんを使おうと始まった運動。

石けん運動を発端に広がった動きが、通称「琵琶湖条例」の施行につながるなど、県民の思いが条例として実を結んだことは、本県の環境行政の歴史に残る出来事となっています。



第3章 計画のめざすもの

地球や琵琶湖とのつながりを想い、地域を愛し、自ら行動できる人育てと、人々が幸せに暮らす持続可能な社会づくり

第4章 基本方針

- (1) 原体験として身近な環境に触れ、人と地球のつながりに気づく
- (2) 課題同士とのつながりに気づき、分野・世代・地域を越えて取り組む
- (3) 人材が育つ環境を整え、活動を促進する
- (4) 琵琶湖の価値や取組を県外・世界と共有し、学びあいながら発展させる

第5章 重点的な取組

- (1) 環境学習の指導者・リーダー育成
- (2) 中間支援機能の充実・強化
- (3) 県内・県外との積極的な情報共有
- (4) 人々が幸せに暮らす社会の実現のための環境学習の在り方検討

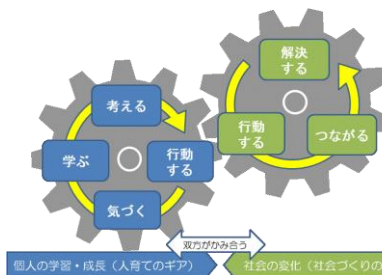
第6章 推進体制

- (1) 「滋賀県環境学習等推進協議会」による推進
- (2) 「琵琶湖博物館 環境学習センター」での支援
- (3) 分野横断的な施策の展開
- (4) 関係する主体との協働



第7章 進行管理

アウトカム指標として、環境保全行動実施率の経年変化を活用。また、環境保全行動の広がりが人々の幸福度に与える影響を計るため、県政世論調査等の幸福度の経年変化を活用する。さらに、行動変容を計る指標として、「1人1日当たりのごみの排出量」なども参考とする。各事業については自己評価を行い、結果の公表を行う。



環境学習による人材育成（人育て）を持続可能な社会づくりにつなげていくイメージを「ギアモデル」として表しています。



第四次滋賀県環境学習推進計画(概要)【計画期間 令和3年度～令和7年度(5年間)】

計画本文はこちらから
御覧いただけます



<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/hozen/316940.html>

■計画の性格・背景 (P.2-5)

- ・「環境教育等促進法」が策定を推奨する県の行動計画
- ・「環境学習推進条例」に定める県の推進計画
- ・SDGs達成のためにはESDは必要不可欠な手段であり、ESDの考え方を取り入れた環境学習を推進

■課題から求められるもの (P.5-6)

- 原体験として自然に触れ、普段から自然と関わる
- 「地域学習」の中で、人と自然とのつながりに気づく
- 課題同士のつながりに気づき、分野を越えて取り組む
- 人材が育つ環境を整え、活動を支える
- 世界を視野に、琵琶湖の経験を伝え、学びあう

■基本目標 (P.7-8)

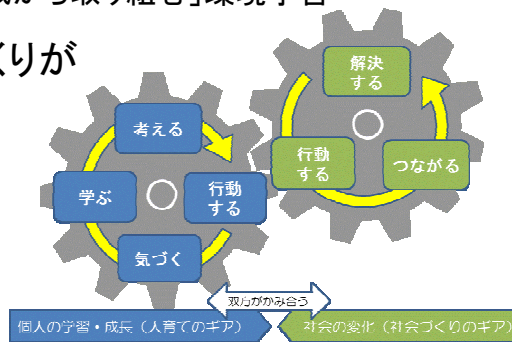
地域を愛し、自ら行動できる人育てによる、「いのち」がつながる持続可能な社会づくり

※知識を得るだけでなく、自ら行動をおこし、それにより社会が変わっていくことを目標とする。

■展開方向 (P.9-15)

- 遊び、親しみ、「体験する」環境学習
- 分野を越えて、「つながる」環境学習
- 地球を視野に、「地域から取り組む」環境学習

・人育てと社会づくりが
つながる
「ギアモデル」

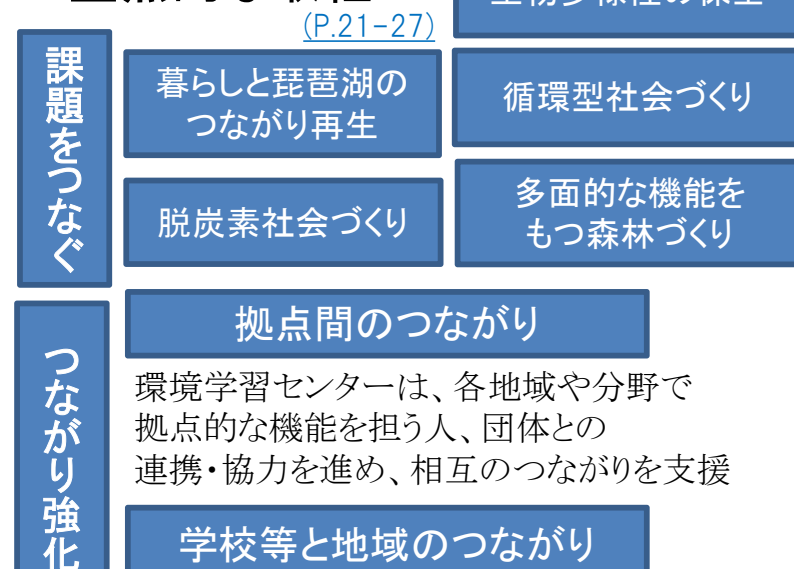


■県の施策の展開方向 (P.16-20)

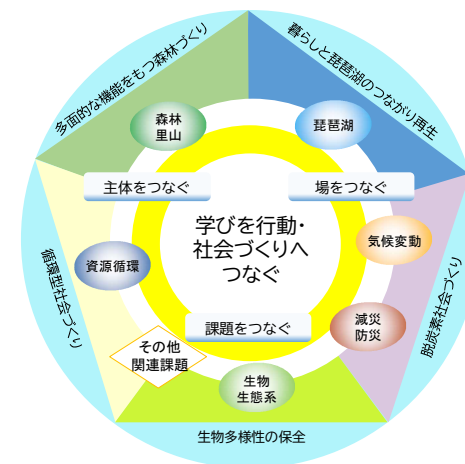
- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1)人材育成および活用 | (2)環境学習プログラムの整備および活用 |
| (3)場や機会づくり | (4)情報の提供 |
| (5)連携・協力のしくみづくり | (6)取組への気運を高める普及啓発 |

- ・県の施策を体系別に6つの柱として掲げ、それぞれの柱における施策の展開方向と、「ギアモデル」のどの部分に効果がある施策かを提示

■重点的な取組 (P.21-27)



これら5つを重点的に取り組む課題とし、課題同士のつながりを意識して、環境学習の推進に取り組む。



学校や幼稚園等での環境学習の推進に、地域の力を活かすためのつながりを強化

■推進体制 (P.28-29)

- ・環境学習推進会議による、庁内の各種行政分野との連携
- ・環境学習センターによる支援機能
- ・多様な主体との協働、市町との情報共有・連携

■進行管理 (P.30)

- ・環境保全行動実施率をアウトカム指標に、計画の実施状況を測定
- ・施策体系別の指標の推移、各事業の自己評価と三層構造で評価し、結果を公表